がけ地崩壊対策工事費用を補助します。

市では、がけ地崩壊による災害から住民の生命・身体または財産を保護するため、がけ地崩壊対策工事費用の一部を補助します。

◆対象者

市内にある危険住居の所有者または危険住居が隣接する土地の所有者。

◆対象経費

がけ地崩壊による災害から保護するために必要とする擁壁等の構造物設置工事費用。

◆補助金額

対象経費の 1/2 以内とし 50 万円を限度とする。

◆その他

補助金予算には限りがありますので事業者と工事契約する前に必ず市にご相談ください。

◆用語の定義

【がけ地】

傾斜度が 30 度以上、垂直高さ 5 メートル以上であるもの

【危険住居】

危険区域内に現に居住する住宅

【危険区域】下の土地を含む区域

・がけ地

・がけ上（がけ地の上端からがけの垂直高さ 1 倍の距離）

・がけ下（がけ地の下端からがけの垂直高さ 2 倍の距離）

【擁壁】
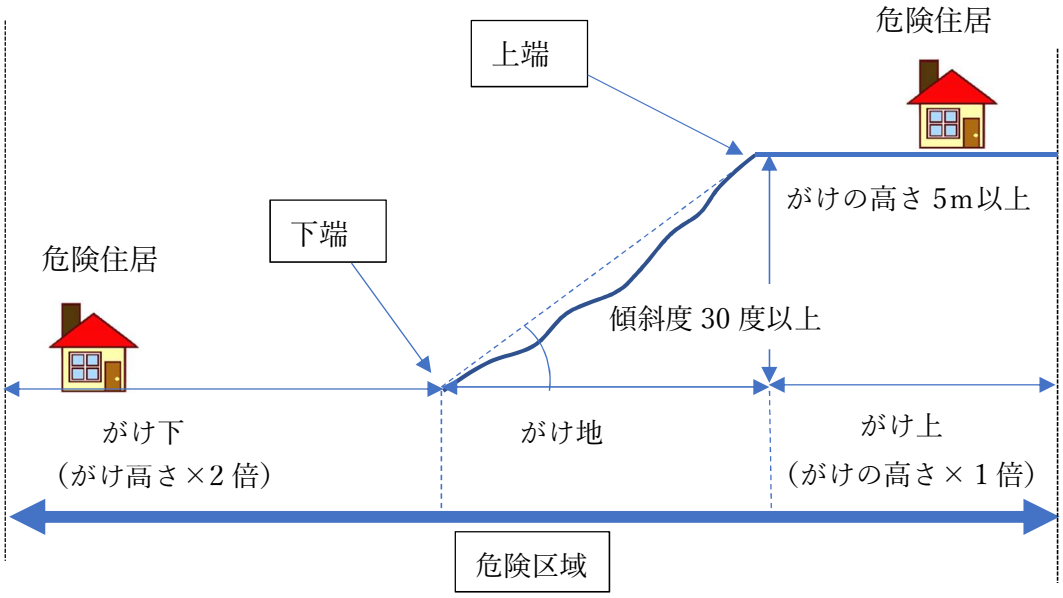
がけ地崩壊を防止し、住居を防護するために必要な工作物で、コンクリート造、その他これに類する材料を用いた構造のもの